(3)　非居住者等が受ける振替割引債の償還金等（利益連動債の償還金等及び発行者の特殊関係者が受ける償還金等を除く。）について、非居住者等が受ける振替公社債等の利子等の非課税制度と同様に、非課税適用申告書の提出等を要件として、償還時の源泉徴収を行わず、所得税及び法人税を非課税とする。

㈡　関連者等に係る純支払利子等の課税の特例と国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例との重複適用の排除に係る措置について、所要の規定の整備を行うこととした。（租税特別措置法第六六条の五及び第六八条の八九関係）

4　資産課税

㈠　小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、次のとおり見直しを行うこととした。（租税特別措置法第六九条の四関係）

(1)　限度面積要件について、特定居住用宅地等に係る特例の適用対象面積を三三〇平方メートル（改正前二四〇平方メートル）までの部分に拡充する。

(2)　特例の対象として選択する宅地等の全てが特定事業用等宅地等及び特定居住用宅地等である場合には、それぞれの適用対象面積まで適用可能とする。

(3)　適用対象となる特定居住用宅地等の範囲に、被相続人の居住の用に供されていた一棟の建物のうち当該被相続人、当該被相続人の配偶者又は当該被相続人の親族の居住の用に供されていた一定の部分に対応する宅地等を追加する。

(4)　適用対象となる宅地等の範囲に、被相続人の居住の用に供されていた宅地等で一定の事由により相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていなかったものを追加する。

㈡　次のとおり直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置を創設することとした。（租税特別措置法第七〇条の二の二関係）

(1)　平成二五年四月一日から平成二七年一二月三一日までの間に、受贈者（教育資金管理契約を締結する日において三〇歳未満の者に限る。）が、その直系尊属と信託会社との間の教育資金管理契約に基づき信託受益権を取得した場合、その直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭を教育資金管理契約に基づき銀行等の営業所等において預金若しくは貯金として預入をした場合又は教育資金管理契約に基づきその直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭若しくはこれに類するもの（以下「金銭等」という。）で金融商品取引業者の営業所等において有価証券を購入した場合には、当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち一、五〇〇万円までの金額に相当する部分の価額については、贈与税の課税価格に算入しない。

(2)　この特例の適用を受けようとする受贈者は、教育資金非課税申告書を取扱金融機関の営業所等を経由し、信託等がされる日までに、当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

(3)　この特例の適用を受ける受贈者は、一定の方法により領収書等を取扱金融機関の営業所等に提出しなければならない。

(4)　取扱金融機関の営業所等は、右記(3)により受贈者から提出を受けた領収書等により払い出した金銭が教育資金の支払に充てられたことを確認し、その金額及び年月日について記録をするとともに、当該領収書等を受領した日から当該教育資金管理契約が終了した日の属する年の翌年三月一五日後六年を経過する日までの間、一定の方法により当該領収書等及び当該記録を保存しなければならない。

(5)　教育資金管理契約は、次に掲げる事由の区分に応じそれぞれに定める日のいずれか早い日に終了するものとする。

イ　受贈者が三〇歳に達したこと　当該受贈者が三〇歳に達した日

ロ　受贈者が死亡したこと　当該受贈者が死亡した日

ハ　教育資金管理契約に係る信託財産の価額が零となった場合等において受贈者と取扱金融機関との間でこれらの教育資金管理契約を終了させる合意があったこと　当該教育資金管理契約が当該合意に基づき終了する日

(6)　⑸イ又はハに掲げる事由に該当したことにより教育資金管理契約が終了した場合において、本特例の適用を受けて信託等がされた金額の合計額から⑷により記録されている教育資金の支払いに充てられた金額の合計額を控除した残額があるときは、当該残額については、当該教育資金管理契約に係る受贈者の⑸イ又はハに定める日の属する年の贈与税の課税価格に算入する。

なお、⑸ロに掲げる事由に該当した場合には、残額については、贈与税の課税価格に算入しない。

㈢　二〇歳以上の者が直系尊属から贈与により取得した相続時精算課税制度の対象とならない財産に係る贈与税の税率構造を次のとおり緩和することとした。（租税特別措置法第七〇条の二の四関係）

改正前	税率	改正後	税率
二〇〇万円以下の金額	一〇％	二〇〇万円以下の金額	一〇％
三〇〇万円　〃	一五％	四〇〇万円　〃	一五％
四〇〇万円　〃	二〇％	六〇〇万円　〃	二〇％
六〇〇万円　〃	三〇％	一、〇〇〇万円　〃	三〇％
一、〇〇〇万円　〃	四〇％	一、五〇〇万円　〃	四〇％
		三、〇〇〇万円　〃	四五％
一、〇〇〇万円超の金額	五〇％	四、五〇〇万円　〃	五〇％
		四、五〇〇万円超の金額	五五％

㈣　相続時精算課税制度の対象となる受贈者の範囲に、二〇歳以上である孫（改正前二〇歳以上の推定相続人のみ）を追加することとした。（租税特別措置法第七〇条の二の五関係）

㈤　非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、次のとおり見直しを行うこととした。（租税特別措置法第七〇条の七、第七〇条の七の二及び第七〇条の七の四関係）

(1)　経営承継相続人等の要件のうち、非上場会社を経営していた被相続人の親族であることとする要件を撤廃する。

(2)　納税猶予の取消事由に係る雇用確保要件について、経営承継期間（五年間）における常時使用従業員数の平均が、一定の数を下回ることとなった場合とする。

(3)　納税猶予の取消事由である「総収入金額が零となった場合」について、総収入金額の範囲を主たる事業活動から生ずる収入の額に限ることとする。

(4)　雇用確保要件が満たされないために経済産業大臣の認定が取り消された場合において、納税猶予税額を納付しなければならないときは、延納又は物納の選択を可能とする。

(5)　再生計画又は更生計画の認可の決定があった場合における猶予税額の免除について、対象範囲に一定の債務の処理に関する計画を加える。

(6)　再生計画の認可決定等があった場合には、納税猶予税額を再計算し、当該再計算後の納税猶予税額について納税猶予を継続することとし、当初の納税猶予税額から当該再計算後の納税猶予税額を控除した残額に相当する相続税・贈与税を免除する特例を創設する。

(7)　経営承継期間（五年間）の経過後に納税猶予税額の全部又は一部を納付する場合については、当該期間中の利子税の割合を零パーセントとする。